

## 第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

### 第1節 計画策定の趣旨

- ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちは、便利で快適な生活を享受してきました。しかしその結果、大量で多種多様な廃棄物が生み出され、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の不足やごみ処理費の増加、不法投棄等の不適正処理による環境への影響などの問題、更には地球温暖化やオゾン層の破壊、環境汚染等の地球環境問題を引き起こしています。
  - ・ このため、従来の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用（再使用、再生利用等）、適正な処分により、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」の実現を図ることが急務となっています。
  - ・ こうした中、熊本県では、県民、事業者、市町村との協働のもと、循環型社会の形成に向けて取り組んでいくため、平成13年度から2期にわたり（平成13～17年度、平成18～22年度）熊本県廃棄物処理計画を策定し、その推進を図ってきました。その結果、各種リサイクル法の進展や廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）<sup>※1</sup>の推進等により、一般廃棄物は、排出量や最終処分量が年々減少しており、また、産業廃棄物についても、排出量及び最終処分量が減少し、さらに再生利用量は増加しています。
  - ・ しかしながら、一般廃棄物においては、年々上昇していた再生利用率が統計上反映されない集団回収量（古紙など）が増加したこと等もあり、減少に転じています。また、一部地域では最終処分場が不足しているところもあります。産業廃棄物においては、最終処分量の減少により、県内の管理型最終処分場が今すぐに枯渇するといった危機的な状況は緩和されたものの、依然として厳しい状況に変わりありません。さらに、不法投棄が後を絶たない状況があるなど、様々な課題があります。
- また、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることから、循環型社会の形成推進に当たっては、「低炭素社会<sup>※2</sup>」との統合の観点にも配慮して取組を進めていくことが必要となっています。
- ・ こうした状況を踏まえ、県民、事業者、市町村との連携・協働のもと、循環型社会の形成を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、今回、第3期（平成23～27年度）の廃棄物処理計画を策定します。

※1：廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）

リデュース(Reduce)：廃棄物の排出抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

排出抑制は、廃棄物の排出自体を抑制することで、再使用、再生利用に優先される。

再使用は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること、再生利用は、廃棄物を原材料として再利用すること。

※2：低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。

## 第2節 計画の性格と役割

- ・ この計画は、「循環型社会」の実現に向けて、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携・協働して、取組を進めるための計画です。

## 第3節 計画の期間

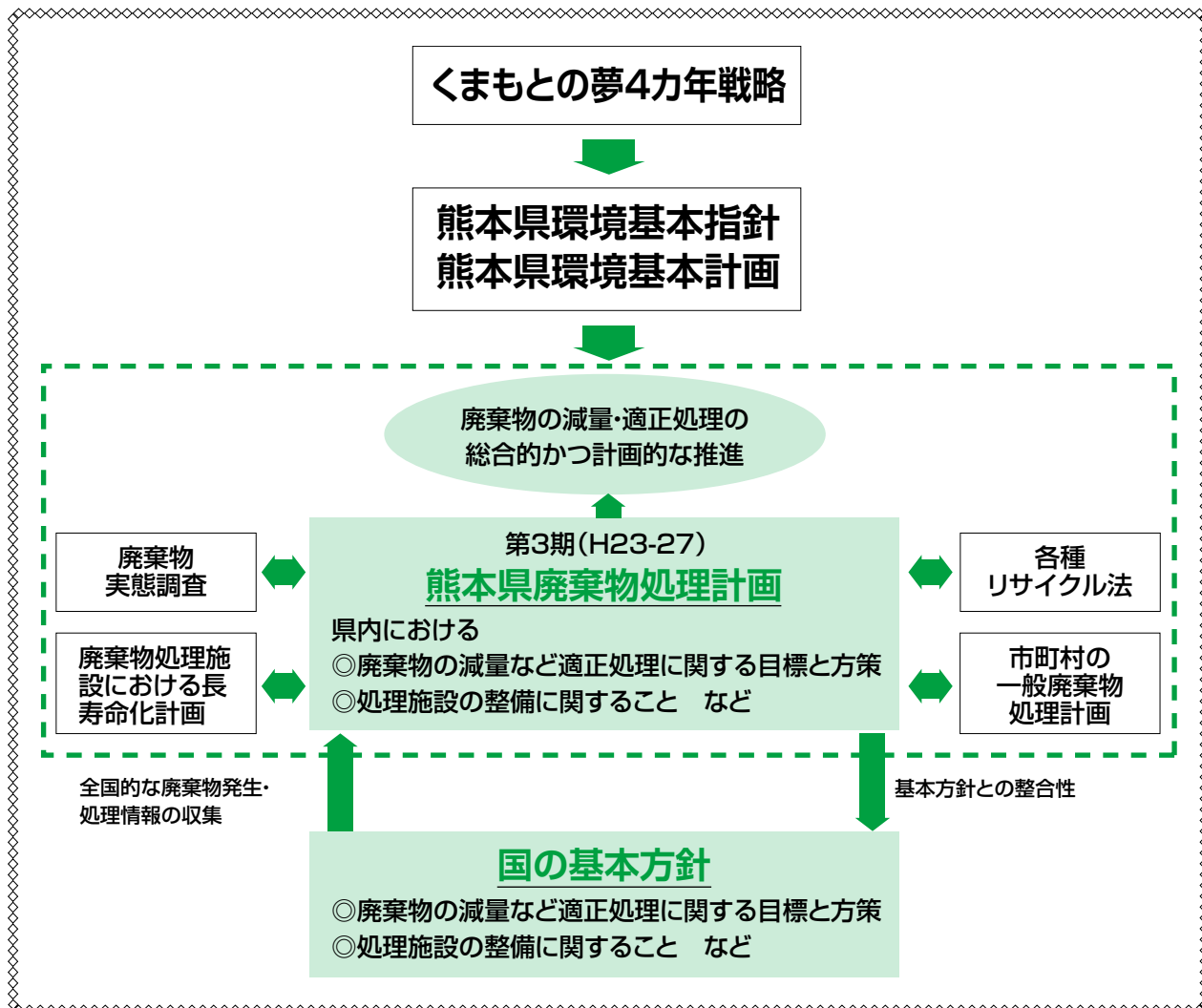
- ・ この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。
- ・ また、計画期間内でも、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、必要な見直しを行います。

## 第4節 国の基本方針、くまもとの夢4カ年戦略等との関係

- ・ この計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して策定するとともに、県政運営の基本方針「くまもとの夢4カ年戦略」や「熊本県環境基本指針」及び「熊本県環境基本計画」を上位計画とし、それらとの整合を図ります。
- ・ また、「各種リサイクル法」や県内市町村の「一般廃棄物処理計画」等を踏まえて策定します。(図1-4-1)

注)廃棄物処理法(一部抜粋)：(都道府県廃棄物処理計画)第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

図1-4-1 国の基本方針、くまもとの夢4カ年戦略等との関係



## 第5節 計画策定(平成18年11月)以降の状況の変化

### (1) 国の動向

- ・ 循環型社会形成に向けた制度の整備が、次のとおり行われました。

平成19年6月	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(略称:食品リサイクル法 <sup>※1</sup> )改正(食品関連事業者に対する定期報告の義務付けなど)
平成19年10月	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(略称:フロン回収破壊法 <sup>※2</sup> )改正(第一種特定製品の部品リサイクル時におけるフロン類の回収義務など)
平成20年3月	「第2次循環型社会形成推進基本計画 <sup>※3</sup> 」閣議決定(循環型社会形成政策の総合的・計画的な推進を図るための中心的な仕組み。「地域循環圏」の形成推進、3Rに関する国民運動、グリーン購入の徹底など)
平成20年3月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定める)
平成20年4月	「建設リサイクル推進計画2008」策定(建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を定める)
平成22年5月	「廃棄物処理法」改正(産業廃棄物を事業所外で保管する際の事前届出制度の創設、不法投棄等を行った法人に課される罰金を1億円以下から3億円以下に引き上げなど)

- ・ この他、国外からのものを含む海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図り、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(略称:海岸漂着物処理推進法)が施行されました。

※1:食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。

※2:フロン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めた法律。

※3:循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年に第1次計画、平成20年に第2次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。

循環型社会形成推進基本法とは、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

## (2) 県の動向

- ・ 行政、教育関係、地域活動団体、事業者、マスコミ関係等で構成される「熊本県ごみゼロ推進県民会議」と連携し、ごみゼロ推進県民大会の開催や、情報誌「ばってんリサイクル」を発行し、3Rの普及や意見交換等を進めています。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可及び申請時の指導や事業者への立入調査により、適正処理の促進に努めています。
- ・ 平成17年4月から導入した「産業廃棄物税<sup>\*1</sup>」について、平成23年4月以降も引き続き現行制度を活用し、廃棄物の一層の排出抑制や再使用・再生利用等の取組を進めています。
- ・ 産業廃棄物管理型最終処分場の安定的な処理体制の確保のため、産業インフラとしての公共関与による施設整備に向け、平成19年12月に事業主体として、財団法人熊本県環境整備事業団を設立し、建設に向けた取組を進めています。
- ・ このほか、海岸漂着物処理推進法の施行を受け、地域グリーンニューディール基金<sup>\*2</sup>事業を活用し、海岸漂着物対策推進協議会の設置・運営や海岸管理者による海岸漂着物等の回収・処理などに取り組んでいます。

## (3) 市町村の動向

- ・ 県内市町村では、分別収集計画<sup>\*3</sup>に基づく分別収集の促進やごみ処理の有料化、家庭用ごみ処理機等の助成、集団回収の促進等の取組に伴い、廃棄物の排出抑制や再生利用が進んでいます。
- ・ また、老朽化したごみ処理施設においては、各市町村等の地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を活用するなど、マテリアル(資源)リサイクル推進施設やエネルギー回収推進施設等の整備が行われています。
- ・ なお、最終処分場にあっては、新たな処分場の建設が行われる一方で、一部地域においては、依然として残余容量が不足した状態にあるなど解決しなければならない課題もあります。

## (4) 県民、事業者の動向

- ・ 市町村が実施する分別収集やごみ処理の有料化、各種リサイクル法の施行及びNPOなどの民間団体による環境保全のための活動の活発化などにより、ごみの排出抑制、再使用、再生利用に対する県民の意識と取組が着実に浸透してきています。
- ・ 事業者においては、産業廃棄物の排出抑制等に向け、排出事業者であるという企業の社会的責任を認識し、自主的にゼロエミッション<sup>\*4</sup>などに取り組んでいます。また、産業廃棄物税制度の導入が産業廃棄物の排出抑制に取り組むきっかけとなっ

ています。ISO 14001<sup>※5</sup> やエコアクション21<sup>※6</sup> といった環境マネジメントシステムの導入も進められています。

※1：産業廃棄物税

産業廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクルの促進、その他産業廃棄物対策など循環型社会の形成を図る施策に要する費用に充てるために創設した法定外目的税のこと。熊本県では、平成17年4月から県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物1トンに対して1,000円課税している。

※2：地域グリーンニューディール基金

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、各種の法令等に基づき、地方公共団体に対して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されている。

こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国からの財政支援により造成した基金。

※3：分別収集計画

容器包装リサイクル法における「分別収集」とは、容器包装廃棄物を資源としてリサイクルするために、分別して収集し、必要に応じて分別、圧縮、梱包等を行う一連の過程をいう。この分別収集を市町村が合理的かつ効率的に遂行していくために、前もって容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めたもの。

※4：ゼロエミッション

産業活動により発生する環境汚染物質、廃棄物、排熱など、すべての排出物を可能な限り最小化しようという環境運動。1990年代初期に国連大学が提唱した。企業自らによる排出物の抑制に加えて、A工場の廃棄物をB工場の原料に、B工場の廃棄物をC工場の原料にというように、他企業による再利用をうまく組み合わせようとしている点が特徴である。環境省、経済産業省により推進施策が実施されている。

※5：ISO 14001

ISO(International Organization for Standardization：国際標準化機構)による環境マネジメントシステムの国際規格のこと。

環境マネジメントシステムとは、企業や組織内において環境対策を推進するために実施すべき事項(目的・方針)を定め、計画の策定(Plan)、実行(Do)、結果の評価・点検(Check)、見直し・改善(Action)を継続的に行うことで、改善を図っていく仕組み。事業活動から排出する廃棄物についても、環境マネジメントシステムを導入することで計画的に減量化・リサイクル等を進めることが期待されている。

※6：エコアクション21(環境活動評価プログラム)

中小事業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境へ取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成21年11月に、環境問題に関する昨今の様々な動きを踏まえ、更に取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改定。